平成２４年（フ）第１３６３号
福岡市中央区平尾５丁目19番33号
債務者　平井　久子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６０号
秋田県横手市本郷町１番42号
債務者　髙橋　義光
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１４２号
静岡県富士市五貫島744番地の５　ウエストヴァリー103号、前住所静岡県富士市伝法148番地の９
債務者　片瀬　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６０号
函館市亀田港町47番１号
債務者　齋藤　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８８号
函館市大川町１番89―501号
債務者　渡辺　敏介
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４７号
愛知県豊田市土橋町６丁目29番地１　大船コーポＢ―１号
債務者　長尾　博民
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3825番地の１飛曽川団地Ａ棟３階５号室
債務者　山﨑　　大
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２９８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木896番地１ドゥープレックスⅡ101号、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3556番地24　サンパーク三田102号室
債務者　佐々木ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５２号
山形県酒田市錦町１丁目185番地の２　ヒロハイツ２Ｄ号、前住所山形県酒田市新橋１丁目２番地の34
債務者　廣瀬　英伸
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１１０号
新潟県長岡市藤沢１丁目８番28号
債務者　藤澤　　進
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
新潟県長岡市城岡３丁目12番41号
債務者　高橋　敏貴
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
新潟県中魚沼郡津南町大字三箇乙631―２
樋口雅彦方、住民票上の住所新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲4459番地１
債務者　樋口　幸枝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
滋賀県米原市三吉43番地６
債務者　中嶌　　望
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
滋賀県長浜市宮司町1181番地８
債務者　細川由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
岡山県倉敷市平田274番地１　ドミール山田Ｂ―101
債務者　津郷　典彦
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市平田274番地１　ドミール山田Ｂ―101
債務者　津郷美佐子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７６９号
横浜市青葉区すみよし台11番地12　コーポサンライズ201
債務者　青木　裕美（旧姓今）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部